

宿泊約款

第1章 総則

第1条(目的)

本約款は、株式会社ウエストコースト(以下「当社」という)が運営する一棟貸し宿泊施設「悠-吉野別邸」の宿泊契約に関する基本事項を定めるものです。

第2条(適用範囲)

- 本約款は、宿泊契約及びこれに付随する契約に適用されます。
- 本約款に定めのない事項については、法令または一般的な慣習に従います。

第3条(宿泊契約の成立)

- 宿泊契約は、Airbnb等の予約サイトを通じて宿泊者が予約を確定し、当社が承諾した時点で成立します。
- 宿泊契約の成立後、宿泊者は予約確認書に記載された利用条件を遵守するものとします。

第4条(契約の解除およびキャンセルポリシー)

- 宿泊者が契約を解除する場合、予約サイトのキャンセルポリシーに従います。
- 宿泊者の事情による滞在短縮についても、未使用分の返金はありません。

第2章 宿泊中の規定

第5条(施設利用の範囲)

- 宿泊施設の利用は、予約内容に記載された宿泊者のみが対象です。予約者以外の利用はお断りします。
- 宿泊施設内外での行動は、近隣住民に配慮してください。

第6条(利用時間)

- チェックインは15:00以降、チェックアウトは10:00までとします。
- 事前に当社の承諾がない限り、時間外の利用はできません。

第7条(損害賠償)

1. 宿泊者が施設設備や備品を損傷または紛失した場合、その修理費または交換費を請求します。
 2. 故意または重大な過失により発生した損害についても同様とします。
-